

高槻中学校・高槻高等学校 クラブ活動に関する活動方針

(平成22年9月1日施行)

高槻中学校・高槻高等学校は、下記のとおり「クラブ活動に関する活動方針」を定め、部活動を運営しています。

また、6に記載しているとおり、各クラブの「活動計画」も本校公式ホームページ上に公表しております。(スポーツ庁から出されている「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁から出されている「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の趣旨を踏まえ、本方針を公表しています)

1 位置づけ

- (1) クラブ活動は学校の教育活動の一環として実施する。
- (2) 学業を第一とし、その上で自主的な活動としてクラブ活動を行うものとする。

2 目的

「知・徳・体」の調和の取れた人物の育成に寄与する

3 目標

主体的に行動する力、コミュニケーション力、コラボレーション力(チームワーク)、生涯にわたって心身の健康を保ち充実した生活を築いていこうとする態度を身につける。

4 活動時間

- (1) 学期中の週あたりの総活動時間を10時間以内とする。
 - ・ただし、主要公式戦(年間2大会迄)の2週間前に限り、届を提出したクラブは総時間13時間以内の活動を許可する。
 - ・顧問が把握していない自主練習は認めない。自主練習は総活動時間に含まない。
- (2) 午後6時下校の厳守
 - ・片付け・清掃・着替え等の時間を考慮して活動を終え、午後6時までに下校を完了すること。
- (3) 定期考査1週間前から考査終了までの期間は、原則として活動を禁止する。
- (4) 中学1年生のクラブ活動について
 - ・1学期末考査までの活動は、午後5時までとする。また、1学期中間考査までは、朝練、休日の練習・試合への参加は不可とする。

5 クラブ顧問

- (1) 各クラブの専任顧問数および顧問定数は、生徒会指導部が原案を作成し、前年度3月の定例職員会議までに上程する。
- (2) 各クラブの顧問定数は、運動部は専任顧問2名以上、文化部は専任1名+兼任1名を原則とする。

兼任顧問は、運動部を含めて2つ以上か、文化部3つ以上を担当するものとする。
生徒会の顧問は生徒会指導部より選出する。

6 「活動計画」について

- (1) 各クラブの顧問は年度始めに「活動計画」を校長に提出する。
- (2) 「活動計画」には、活動目標、育てたい力・指導方針、部員数、活動日・時間、活動場所、参加する大会等を記す。クラブによる特殊事情（入部定員の有無や活動に関する留意事項等）があれば、備考の欄に記入する。
- (3) 各クラブの「活動計画」は本校ホームページにて公表する。
- (4) 「活動計画」の内容は、保護者にも提示し、理解と協力を求める。

7 休養日の確保

- (1) 生徒のバランスのとれた生活と成長の観点から休養日を設ける。
- (2) 休日の本校での活動は原則として行わない。ただし、大会前（公式戦が行われる日の3週間前）等の理由で特に必要がある場合は、活動における生徒の安全が確保できる（責任がとれる成人の関係者を手配でき、保健室・事務室の休業を補完できる人的なバックアップ態勢が整えられる）ことを条件に、顧問がその旨を届け出れば活動を許可する場合がある。
- (3) 練習試合や大会への参加など休日に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日で確保する。

8 長期休暇中の活動について

- (1) 各クラブは事前に「長期休暇中の活動予定報告書」により、長期休暇中の活動予定を校長に届け出ること。活動予定の作成に当たっては、7の項目に配慮すること。
- (2) 週当たり2日以上休養日を設定する。
- (3) 生徒が十分な休養を取ることができ、クラブ活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

9 クラブ合宿について

- (1) 生徒会指導部は、各クラブの合宿計画をとりまとめ、事前に職員会議に報告すること。
- (2) 夏休みにクラブ合宿を行う場合は、クラブ合宿期間内に行うこと。春休みにクラブ合宿を行う場合は、学年末補習の期間を考慮して実施計画を立てるものとする。

10 事故防止と安全・健康管理

- (1) 事故等の未然の防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 活動における安全対策、生徒の心身の健康管理に常に努める。
- (3) 夏季の活動において、各顧問は、別に定める「熱中症および落雷事故の防止について」に則り、活動時間の変更や中止等を視野に入れ、適切に対応する。
- (4) 大会参加や練習試合等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならない

ようにする。

11 活動場所および更衣の場所について

- (1) 活動および更衣は定められた場所で行うこと。
- (2) 運動系クラブの高校校舎1Fおよび中庭での用具を使つての活動は禁止する。
- (3) 文化系クラブの活動場所・物置等は別に定める一覧表のとおりとする。

12 外周のランニングについて

外周のランニングは禁止する。

13 外部指導員について

別途「クラブ活動指導員に関する取り決め」および「クラブ活動指導員に関する取り決め細則」に定める。

附 則

この方針は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。